

食 品 安 全 委 員 会

微 生 物 （ 第 23 回 ） ・ ウ イ ル ス （ 第 15 回 ）

合 同 専 門 調 査 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 19 年 7 月 24 日（火） 10:00 ～11:53

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

- （1）食品安全委員会が自らの判断により行う食中毒原因微生物に係る食品健康影響評価について
- （2）食中毒原因微生物のリスク評価指針付属文書について
- （3）その他

4. 出席者

（微生物専門委員）

渡邊座長、荒川専門委員、岡部専門委員、春日専門委員、工藤専門委員、
関崎専門委員、中村専門委員、藤川専門委員、牧野専門委員、丸山専門委員

（ウイルス専門委員）

間専門委員、明石専門委員、小原専門委員、
西尾専門委員、堀本専門委員、三浦専門委員

（委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、廣瀬委員、本間委員

（事務局）

齊藤事務局長、日野事務局次長、北條評価課長、
猿田評価調整官、横田評価課長補佐

5. 配布資料

資 料 1 食中毒原因微生物に関する自ら評価の進捗状況

- 資 料 2 食品安全委員会が自らの判断により食品健康影響評価
を行うべき食中毒原因微生物に関する案件の選定に係
る微生物・ウイルス合同専門調査会の審議状況
- 資 料 3 「食品に関するリスクコミュニケーションー食中毒原
因微生物のリスク評価案件の選定に関する意見交換会
ー」の概要
- 資 料 4 評価を行うに当たっての確認事項（たたき台）
- 資 料 5 微生物専門調査会及びウイルス専門調査会のワーキン
ググループの設置について（案）
- 資 料 6 評価指針付属文書（案）
- 資 料 7 評価指針付属文書（案）新旧対照表
- 資 料 8 平成 18 年度内閣府食品安全委員会事務局食品安全確
保総合調査の概要

- 参考資料 1 鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジ
ュニ/コリに係る食品健康影響評価の実施について
- 参考資料 2 食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評
価指針（案）

6. 議事内容

○渡邊座長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから「第 23 回微生物・第 15 回ウイルス合同専門調査会」を開催いたします。

本日は 16 名の専門委員が御出席であります。なお、食品安全委員会からは見上委員長、小泉委員長代理、長尾委員、廣瀬委員、本間委員に御出席をいただいております。

今回の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に第 23 回微生物・第 15 回ウイルス合同専門調査会議事次第がございますので、御覧ください。

議題に入ります前に事務局より資料の確認をお願いいたします。

○猿田評価調整官 それでは、事務局から資料の確認をさせていただきたいと思いますが、確認の前に事務局から 1 つ御報告をさせていただきます。

既に御連絡を差し上げているところですが、国会の同意を得まして、去る 4 月 1 日付けで新たに廣瀬雅雄氏が委員に任命されましたので、お知らせいたします。

また、評価課長が國枝に代わりまして、北條が着任してございます。

○北條評価課長 北條でございます。どうぞよろしくお願いします。

○猿田評価調整官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は 10 点でございます。

資料 1「食中毒原因微生物に関する自ら評価の進捗状況」。

資料 2「食品安全委員会が自らの判断により食品健康影響評価を行うべき食中毒原因微生物に関する案件の選定に係る微生物・ウイルス合同専門調査会の審議状況」。

資料 3「『食品に関するリスクコミュニケーションー食中毒原因微生物のリスク評価案件の選定に関する意見交換会ー』の概要」。

資料 4「評価を行うに当たっての確認事項（たたき台）」。

資料 5「微生物専門調査会及びウイルス専門調査会のワーキンググループの設置について（案）」

資料 6「評価指針付属文書（案）」。

資料 7「評価指針付属文書（案）新旧対照表」。

資料 8「平成 18 年度内閣府食品安全委員会事務局食品安全確保総合調査の概要」。

次に参考資料 1「鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリに係る食品健康影響評価の実施について」。

参考資料 2「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（案）」。

以上の資料を用意させていただいております。不足の資料等はございませんでしょうか。

○渡邊座長 今回から新しく廣瀬委員が着任しておるということですので、ごあいさつの方お願いいたします。

○廣瀬委員 4 月 1 日に着任しました廣瀬でございます。3 月までは国立衛研の病理部に勤務しておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡邊座長 ありがとうございます。

○猿田評価調整官 引き続きまして、参考資料 1 は食品安全委員会で自ら評価として鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリを実施することが決定されまして、今後評価を進めるに当たり必要に応じて情報収集等について御協力いただきたい旨、リスク管理機関に通知した文書でございます。

その他の参考資料につきましては、これまでの専門調査会で配布させていただくとともに、食品安全委員会のホームページ上に掲載されております。つきましては、本日傍聴の方には配布してございません。御了解いただくようお願いいたします。

事務局からの資料確認等については以上でございます。

○渡邊座長 どうもありがとうございました。先に廣瀬委員の方からごあいさつをいただ

きまして、議事進行が逆転いたしましたけれども、御容赦願いたいと思います

議事に入らせていただく前に、食品安全委員会が自らの判断で行う食中毒原因微生物に係る食品健康影響評価について審議したいと思います。

最初に事務局の方からこれまでの経緯及び意見交換会の概要等についての説明をお願いいたします。

○横田課長補佐 それでは、これまでの経緯等につきまして、簡単に御説明の方をさせていただきますと思います。

まず、お手元資料番号 1 番「食中毒原因微生物に関する自ら評価の進捗状況」という紙を御覧いただければと思います。

これまでの経緯としましては、一番上でございますけれども、平成 16 年 12 月に食中毒原因微生物につきまして、自ら評価の実施を決定いたしております。その際にまずは評価指針の方を作成しまして、それに基づきまして、評価の優先順位を決定した上で、個別の微生物の評価を実施していくこととされました。

そこで、まずは評価指針の作成を行いまして、これにつきましては、既にパブリック・コメントを経まして、平成 18 年 6 月の食品安全委員会で決定をさせていただいております。

引き続きまして、評価の優先順位を決めていくということで、食中毒の発生状況や「食品安全モニター」へのアンケートの調査結果、諸外国でのリスク評価事例等を勘案いたしまして、具体的には資料 2 の 1 ページの下の方を見ていただければと思いますけれども、「2 審議経過」の(3)で、①～⑨まで 9 つの食品と微生物の組合せがございますが、そこに記載の 9 つにつきまして、リスクプロファイルの方を作成いたしまして、更にこの中から食中毒の事件数や患者数、症状の重篤度等の視点から優先順位の高いものとしたしまして、上の方の①から④の 4 案件に絞り込んだ上で検討グループを設置して、更に検討を重ねてきたところでございます。

資料 1 に戻りまして、平成 19 年 2 月 5 日の専門調査会におきまして、各検討グループの検討結果について報告をいただきまして、評価の実行可能性などからまずは鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリから評価を進めていくことが適当とされまして、残りの 3 案件につきましては、情報収集を行い、実行可能性等について引き続き検討を進めていくこととされたところです。

これらの審議状況につきまして、本合同専門調査会の審議状況として既に各委員の先生方にメール等で御確認させていただいた上で、本日のこの資料 2 のとおりとりまとめさせていただきまして、平成 19 年 5 月の食品安全委員会に報告をしたところでございます。

その後、5月の食品安全委員会におきましては、意見交換会をまずは開催することとされまして、東京と大阪の2か所で意見交換会を開催した後、つい先週になりますけれども、7月19日の食品安全委員会におきまして、自ら評価としてカンピロバクターから評価を進めていくことについて御了解をいただきまして、本日の合同専門調査会に至っているということでございます。

資料3に意見交換会の概要をまとめておりますので、これにつきまして、簡単に御報告させていただきたいと思っております。

意見交換会でございますけれども、真ん中のところで「2 開催内容」がございまして、日時及び開催地でございますけれども、6月22日に東京、6月25日に大阪でそれぞれ意見交換会の方を開催させていただいております。プログラムといたしましては、渡邊座長を始めといたしまして、合同専門調査会の専門委員の方々に御協力をいただきまして、これまでの専門調査会での審議状況等につきまして、御説明をいただいた後、②といたしまして、パネルディスカッションを行いまして、その後③会場との意見交換会という形で進めさせていただきました。

結果といたしましては、(3)の概要に記載がありますけれども、最終的な結果といたしましては、一番最後の段落にありますけれども、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリについて、リスク評価に向けた具体的な検討に入ることについては、概ね肯定的な反応が得られたということでございます。

意見交換会で出された主な意見等につきましては、別紙という形でまとめておりまして、4ページ目に「別紙2-1」という形で主な意見をまとめておりまして、そこを簡単に御紹介させていただければと思います。

まず一番上、カンピロバクターから評価を進めることに関しましては、妥当との意見が大勢でございました。その次に「カンピロバクター以外の評価について」というところがございまして、その他につきましては、サルモネラでありますとかノロウイルスに関しても、できるだけ早く進めてほしいという意見がございました。

その下「評価の進め方について」は、生産をきれいにしても、処理段階以降で交差汚染等が生ずるので、その部分も検討してほしいなどの意見がございました。

その下はリスコミ等その他に関する意見もいろいろ出されております。

次の5ページ以降が個別の具体的な意見を網羅的に記載しておりますので、御参考にいただければと思います。最後にアンケートがございまして、別紙3、12ページ以降がアンケート結果をまとめておりますけれども、その中で今回の自ら評価に特化した質問といたしましては、16ページ目の問3でカンピロバクターから評価を始めることに関しては、

過半数以上の賛同が得られているという状況でございます。

問４で評価を開始する前に意見交換会を実施することにつきましても、大多数の方々から適切であるとの回答が得られたところでございます。意見交換会の概要等につきましては、以上でございます。

説明の方は以上で終わらせていただきます。

○渡邊座長 ありがとうございます。東京と大阪で意見交換会を行ったわけですが、参加者も100名近く出席されて、非常にいろんな討議等も行われ、有意義な意見交換会だと感じ取りました。これに参加されました委員といたしまして、西尾専門委員、春日専門委員、牧野専門委員、中村専門委員、工藤専門委員がおりますけれども、各委員の先生方、何かコメントがありましたら、お一人ずつお願いします。

○中村専門委員 特にはないのですが、この会議の進行に合わせて、あれば申し上げたいと思います。

○工藤専門委員 初めて一般の方を対象としたところで、実際にこういう取組について御報告できる機会だったので、参加された人の中には専門の方もあり、関心は高いんだなということが実感できました。

○春日専門委員 今回ある程度専門の関係者の方が多かったと思うので、とても有意義な御質問をいただけたと思います。

○西尾専門委員 食品に関心が高くて、難しい質問も来てかなり困ったところもありました。

○牧野専門委員 特にはないんですけども、パネリストから随分貴重な意見、質問等があって、むしろ勉強になりました。

○渡邊座長 ほかに委員の先生方から、この意見交換会についてのコメント等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

では、先ほど事務局からお話がありましたように、このカンピロバクター・ジェジュニ/コリと鶏肉と畜産物の中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリとの関係の評価を行っていくということが、この委員会においても承認されたということでもありますので、今後、どのように評価を進めていくかに当たりまして、事務局等においてその確認事項、たたき台を作成してありますので、概要について資料４を基に説明していただきたいと思います。事務局の方、よろしくお願いいたします。

○横田課長補佐 それでは、資料４「評価を行うに当たっての確認事項（たたき台）」というものを準備しておりますので、御用意いただければと思います。

これにつきましては、既に策定しております評価指針に基づきまして、評価案件の決定と確認事項ということで、その評価指針の中に記載されている項目に従いまして、整理の方をさせていただいたものでございます。

まず、1 番目といたしまして「1 リスク評価の内容（目的、範囲）」ということでございますけれども、「（1）目的」といたしましては、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリにつきまして、現状及び想定される対策を講じた場合の効果を推定するためにリスク評価を実施するというところでございます。

「（2）範囲」といたしましては、病原体は *Campylobacter jejuni*、*Campylobacter coli* を評価対象とするということございまして、対象といたしましては、すべての日本人で、対象疾患といたしましては、胃腸炎症状を主とする食中毒疾患。

対象食品といたしましては、養鶏場で生産され、食鳥処理場で処理後、流通・販売を通じて家庭や飲食店等で消費されている鶏肉ということでございます。

「2 リスク評価で求めたい結果の形式」というところでございますが、「（1）病原体汚染率を指標として、可能な限り定量的に現在のリスクを推定する」というのが 1 つございます。

さらに、「（2）各段階での衛生対策等想定される対策を講じた場合の効果を推定」するというところでございます。

「3 リスク評価の必要性」というところでございますけれども、これにつきましては、カンピロバクターによる食中毒の事件数は平成 17 年度食中毒統計で一番多かったということございまして、食品安全委員会が自らの判断により食品健康影響評価を行うべき案件として決定されたということが背景でございます。

「4 評価に見込まれる時間」というところでございますが、これにつきましては、はっきりと明示できれば一番いいかと思うんですけれども、これまで、国内で本格的な微生物学的リスク評価が行われた実績がないことから、あらかじめどれくらいかかるんだというところを設定することは難しいのかなと考えております。いずれにいたしましても、円滑な審議に努めることにより、できるだけ早く結論を出したいということでございます。

最後「5 リスク評価方針」でございますが、（1）として、既に策定しております評価指針（案）に従いまして、評価を実施していくということでございます。

また、（2）として、食品安全委員会の研究・調査事業である「食品健康影響評価技術研究」や、調査事業である「食品安全確保総合調査等」と連携をして、そういったものを活用しながら進めていくのが適当ではないかと考えているところでございます。

資料の方の説明は以上でございます。

○渡邊座長 資料４にありますように、この５項目に当たって確認事項ということで、まとめさせていただいてありますけれども、おのおのについて御質問、またはこういうふうにしたらいだろうという御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

リスク評価の内容といたしましては、目的、範囲ということでまとめてありますけれども、このようなことでよろしいでしょうか。

○春日専門委員 目的の２行目「効果」という言葉が入っていますが、ちょうど真ん中辺りですけれども、この効果というのが、何に対する効果かということがはっきりしないと思うので、ここに「人の健康保護に対する」という言葉を付け加えていただければいかがかなと思います。

つまり、２項目の２でリスク評価で求めた結果の形式のところでは、汚染率を指標としたり、そういう手段を取るわけですが、あくまでもリスク評価というのが、汚染率がどう変わるかとか、濃度が変わるかというところを指標として見るものではなくて、人の健康影響を見るものなので、目的のところにはそれをはっきりと入れた方がいいと思います。

○渡邊座長 春日専門委員から具体的効果に対しての、何に対する効果かをはっきりさせた方がよろしいという御意見で、「人の健康影響への効果」ということでよろしいですか、いかがでしょうか。

確かにこの場合の効果だと何に対するというのがはっきりしませんので、そういう意味では修飾語を入れた方がその目的がはっきりと具体化されると思います。

そうすると、人の健康影響への効果を推定するためのリスク評価を実施すると。よろしいでしょうか。

○藤川専門委員 「効果」というところに具体的な内容というのは私も賛成ですが、下の文章から見ますと、「食中毒事件減少に対する効果」とか、具体的にそう言ってもいいのではないかと思います。

○渡邊座長 藤川先生の方からもっと具体的に、「食中毒減少への効果」という具体的なことを入れた方がいいという御意見ですが、いかがでしょうか。最終的にはこういう評価を行うことによって、それを実際のマネジメントに生かすことによって、人の健康被害を減少させると。具体的には食中毒を減少させるというところが大きな目的になるのだと思うのですが、春日先生いかがですか。

○春日専門委員 確かに具体的にはそういう形で結果は示されるかと思うんですが、ここは目的なので、もう少し広い言葉で書いた方がいいのではないかなという気がいたします。

○渡邊座長　ほかの委員の先生方、いかがですか。

○荒川専門委員　この目的のところに冒頭に「鶏肉を主とする畜産物中の」と書いてあるんです。あと、リスク評価の必要性のところにも、2行目に「鶏肉を主とする畜産物が」と書いてありますが、1の(2)の「食品」のところにも、「消費される鶏肉を対象とする」とありますけれども、最初のところは「鶏肉を主とする畜産物」、あるいはリスク評価のところは「鶏肉を主とする畜産物」と書いてありますが、食品のところには「鶏肉を対象とする」と、鶏肉に絞ってしまった経緯はどういう経緯でしたでしょうか。

○渡邊座長　目的のところには「鶏肉を主とする」。範囲は「食品」のところでは「鶏肉」と、これは鶏肉だけでなく、主にという言葉を入れても差し支えないわけですね。事務局、いかがですか。

○横田課長補佐　最初の「目的」のところの記載に関しましては、実はリスクプロファイルをそのまま引っ張ってきているんですけれども、範囲のところの食品に関しては、実際進めていくに当たって、どこまでデータがあるかという部分とも関係してくるかと思えます。今回は鶏肉が主となるのかという形で、確かに整合性が取れていない部分もあるかと思えますけれども、たたき台を書く段階では食品の部分は、鶏肉という記載にさせていただいたという経緯でございます。

○渡邊座長　意見交換会の際のタイトルは「鶏肉を主とする」という形になっていて、食品安全委員の方でも「鶏肉を主とする」ということで承認されているわけですね。そういう意味では、鶏肉が主であるということでは確かだと思いますけれども、食品の中のこの書き方は確かに鶏肉となっていますけれども、含みとしては、今まで承認されてきている鶏肉を主ということであると解釈できるのではないかと思います。これでよろしいですか。

○荒川専門委員　何となく鶏肉と言うと、私のイメージでは生の鳥肉そのものなので、それに限るのか、それも含めて少し鶏肉を加工した何か畜産物がもしあるのであれば、それも含めるのかということです。

○渡邊座長　そういう意味では整合性を取るために言葉は統一した方がよろしいということですね。事務局、いいですか。

○横田課長補佐　わかりました。そこの対象の食品のところの記載等に関しましては、渡邊座長の方とも相談させていただいて、具体的な記載は再度また確認させていただければと思いますけれども、基本的には整合性を取る方向という形で整理することにしたいと思います。

○渡邊座長　先ほどの話の方に戻して、効果にける言葉として、「食中毒減少」という

具体的な言葉を使うのか、それとももう少し広い意味での「人の健康影響への効果」とするのか。この辺のことを決めたいと思いますので、ほかの委員の先生方からどうぞ。

○中村専門委員 実際にねらいは食中毒が中心でやる話で、食中毒という話はいいののですが、私としては、普段ほかの調査会でも使っている「食品健康影響評価」でいいのかなと思う。リスク評価の必要性のところの下から2行目にも出てきますし、この字を生かした語呂のいい話でいけば、私らは3年くらいやっていて、絶えずこの言葉は聞いているので、語呂の話はありますが、そういう方が収まりがいいのかなと。

○渡邊座長 春日先生の意見の方の、大きい意味での「人の健康影響への効果」という形でもよろしいということでしょうか。

○中村専門委員 私はそう思います。

○渡邊座長 ほかの先生はいかがですか。

○西尾専門委員 春日先生の健康影響の方でいいと思います。

○渡邊座長 ほかに御意見ありますか。

大多数の先生方が大きい意味でとらえた方がよろしいというふうに解釈して、ここは「人の健康影響への効果」という形にさせていただきたいと思います。その中には当然食中毒の減少ということが含まれると解釈できると考えたいと思います。

ほかに何かありますか。

○明石専門委員 範囲のところで伺いたいんですが、すべての日本人を対象とするというのはいいんですけども、この評価の中でリスクグループとしての評価をされるのかどうかというのを伺いたいんです。

○渡邊座長 具体的にどういうことでしょうか。

○明石専門委員 職種であり、性別であり、年齢であり、いろんなグループがあると思うんですが、それを全部通して一律のリスクを評価されるのか、それともある階層についてはリスクが高いという評価をされるのか、どういう評価に踏み込むのかというのをお聞きしたいんです。

○渡邊座長 性別、または貧富の差とか、そういう問題、どこまで踏みこめるかどうかということで、これの起草委員等になりました牧野先生、春日先生、御意見いかがでしょうか。

○牧野専門委員 もともと春日先生のまとめられたリスク評価のためのがありますね。その中で記載されている範囲内ではデータがあればまとまるのかなと思うんですけども、それに絞ってということはできないと思います。

○春日専門委員 私も今の段階では特にハイリスクグループを絞っていく方向はしにくい

のかなと思います。ただ、評価をしていく段階で何か新しい知見が出てきたらそういうことも考えていくということです。

○明石専門委員　ということは、積極的にデータを蓄積しようということではなくて、今あるデータを活用して、なるべく詳しいリスク分析をしたいということと理解していいということですね。

○渡邊座長　今までのワーキンググループ等で行われてきている経過といたしましては、現在あるデータでできるものとして何があるかということでカンピロバクターがその第1位に上がってきているわけです。その範囲内ではリスク評価が今のところできるであろうという位置づけだと思います。

ほかのものに関しては、データ等がないものもある。それについては、5 番に書いてありますような形でいろいろな調査事業、研究事業等でその補完をしていく。勿論、カンピロバクターについても、足りないデータがあればそこで補完をしていくことになると思いますけれども、そういう形でよろしいですか。もし、明石専門委員の方から具体的にこういうことをやった方がいいというコメントがありましたら、お願いします。

○明石専門委員　何をやれという話ではなくて、せつかくこういうような自ら評価をするのであるから、なるべく踏み込んだような評価をするのがいいのではないか。そういう姿勢を示すのがいいのではないかという気がするんです。今あるデータで何が足りないかというのをきちんと評価するのも大切だろうという気がしたものですから、ハイリスクのグループなり何なり、そういうグループ分けをできる限りするのかという気がしたもので、お伺いしただけです。

○渡邊座長　私の理解している点におきまして、1つはカンピロバクターは最初の生産段階での汚染が非常に重要である。その後のステップにおける増殖等というのは、それほどほかのものに比べると大きくないだろうと。最後に人に感染する場合においても非常に少量で感染し得る。そういう意味では勿論、宿主等のジェネティックなバックグラウンド、いろんな要因というのは重要であるけれども、それ以上に菌量との関係が非常に大きいファクターになっているだろう。そういう意味で評価しやすいということで流れが来ているのだと思います。

ほかのものに関しては、そういうファクター以上に各段階における増殖等が非常に大きな要因になっていて、まだデータとしても足りないものがあるということで、あとでディスカッションするわけですが、今後やらなければならないほかの疾患等に関しては、明石専門委員が言われましたような形のデータの集積というのは当然必要だと考えられるのではないかと思いますけれども、それについては今後どうすればいいかというのは、

後の項目でもって議論したいと思います。大体そんな形でよろしいですか。起草委員の牧野先生、春日先生、よろしいでしょうか。

○関崎専門委員 この宿主のところなんですけれども、すべての日本人とあるんですけれども、日本人という定義は日本国籍を有する人ということなんでしょうか。私はむしろ日本に居住する人と考えた方がいいんじゃないかと思うんです。

○渡邊座長 今は日本国籍がない人も結構日本にはいますね。そういう意味ではこの日本人の解釈が、カンピロバクターをやる場合には、牧野先生いかがですか。

○牧野専門委員 そこまで厳格に考えたことはなかったんですけれども、日本に関係するという言い方でも、国籍というところまで考えていません。

○関崎専門委員 逆にデータとして国籍が違う人が食中毒統計に入っていないとかがあるんだったら、このままかもしれませんけれども、むしろそういう区別はないんじゃないかと思いますので、すべて含めた方がいいかもしれません。

○小泉委員 食中毒には直接関係ないと思うんですが、例えば海外からたまたま来ていて、これにかかる人も、やはり事件数として上がってくると思いますので、人を対象にする、でいいと思いますが、ただ一つ問題は、ハイリスクグループの人というのは、菌量がかなり少なくてもかかったりとかしますので、その辺もしっかりと見ていただければなと思います。

もう一点、感染症は、やはり病原体と宿主と経路が問題なので、ここには経口的に暴露されるということを入れておいた方がいいんじゃないかと思います。

○渡邊座長 今、小泉委員の方から、日本人というのは、日本に住んでいる人というような解釈で、別に国籍が日本だけではないと。

○小泉委員 海外から来た人などがかった場合どうなるんですか。たまたま旅行中にとかね。それは対象にしないということになると、ちょっとおかしくなるので、人でいいんじゃないですか。

○渡邊座長 日本で罹患した人ですね。

○小泉委員 そうです。

○渡邊座長 逆に日本から中国とかに行行って感染するという人も当然いて、その人が戻ってくるということもありますね。統計的にはそれはどうなっているのでしょうか。食中毒統計ではいかがですか。中国で感染して日本に来た場合で、日本で罹患した場合には、ドクターがそれを診た場合には日本での食中毒として届けているのですか。

○工藤専門委員 たしか修学旅行で海外に行行って帰った方も統計に入っています。

○岡部専門委員 感染症のサーベイランスでも食中毒届け出でも報告対象は国内で、発症

した人はすべて、になっていると思います。ただ、それを国籍別に分ける場合もあるし、例えばH I Vみたいに特殊疾患としてやることもあるけれども、国籍問題を問うと非常にデリケートなところがあるので、通常は届け出事項になりません。今回仮に国籍があるとかないとかというところまで踏み込んでしまうと、議論が違う方向に走っていくと思うので、あくまで国内で発症した人としておくべきだろうと思います。

○渡邊座長 感染したのは国外でも、発症したのが国内であればそれは統計に入ることですね。

○岡部専門委員 そのとおりです。ですから、一方では国外で発症して治って日本に帰ってきた人は対象になっていません。国外で感染があつて、国内で発症した人は対象になってくるという考えもありますから、「国内に居住している人とか、国内で感染が明らかになった人が対象である」ということを意味に含んでいればいいと思います。

○渡邊座長 そうすると、この中には日本国内で発症した人ということですね。その感染ルートとしては、国内、海外もあり得ると。ちょっとおかしくなるかな。

○春日専門委員 このリスク評価は発症していなくても含めるので、発症して帰ってしまうとおかしいと思いますので、日本国内で喫食したという、食べる人ということじゃないんでしょうか。

○渡邊座長 そうすると、国外で喫食した人は入らないわけですね。

○春日専門委員 これは国内産の鳥肉の話をずっと追いかけるので、この場合は食中毒や感染症の方の統計は国外で感染した人も含みますけれども、このリスク評価の対象は国内で食べた人だと思います。

○本間委員 かつてアンカレッジ経由でヨーロッパ線の飛行機が飛んでいたとき、成田からアンカレッジの間で食中毒が起こって、アンカレッジでほとんどの客が下りたという事件がよく起こった記憶があるんですが、そのときの大きな原因は鳥肉だったと記憶しております。非常に短時間の間に日本人も西洋人もごっちゃになって飛んでいるところでは、ほとんどの人が同じ食事を食べてどうだったかというのは、私は大変そのとき興味を持ちました。

そういうわけで、国籍主義というよりは、その鶏は日本だったかどうか私はわかりませんが、興味の対象とすればいろんな要因を含んでいるのではないかという気がいたしました。そのくらいの対象を広げた方が面白いのではないかという気がいたします。

○渡邊座長 整理させていただきますと、これはファーム・ツー・テーブルで最終的に患者が出た場合に、日本国内におけるファーム等の対策にどういうふうはこのリスク評価を活かすのかということが考え方として基本になっていると思います。

そういう意味では、あまり対象を広げてしまうと、実際にここでやった評価が対策に結び付かないということになりますので、食品安全委員会としては、その目的等をはっきりさせた範囲内に絞った方よいのではないかと思います、いかがでしょうか。

確かに、カンピロバクターの場合には最終的にどこで感染したかというのははっきりわからないケースの方が多いですね。そうすると、なかなかそれが国内のを食べたのか、海外のを食べたのか、食品がどちらから来ているのかわからない例は確かに多いと思うのですが、そのわからない例はその中に入れないのかというと、そうすると、患者数もちょっと違ってきてしまうという可能性があると思います。

○牧野専門委員 統計はそのまま使えないだろうと思うんです。今の趣旨から言って、国内で生産された肉をどのようにしていい状況にもっていくかということですので、宿主とすれば国内で生産された肉を食べる人。そうなってくると統計上は海外からの輸入肉を食べた人も当然入ってくるわけですから、ここは宿主としては人間ということで非常に広く考えても、実際に評価していくときは国内産の肉を中心と考えていくんだと思うんです。

○渡邊座長 今の統計の取り方から言うと、どこの産のものを食べたかというのがはっきりわかる例の方かむしろ少ないと思います。だとすると、なかなか最終的な患者を分けるというのが難しい。そうすると、今、牧野先生から言われていましたように、データは扱えなくなってしまう。今、進めている評価が振り出しに戻ってしまう。もう一度そういうのを取り直すとなると、非常に大変なことなので、今、あるデータを用いてやるということになると、ある程度の誤差は仕方がないのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○岡部専門委員 折衷案みたいなんですけれども、宿主の場合は人ですけれども、国内で喫食又は国内で感染した人だと、外国籍の人もあるし、国内で食べた人が海外で発症してわかった場合は、関連性があるということに入ると思うんですが、どうですか。

○渡邊座長 国内で喫食ですか。

○岡部委員 若しくは国内で発症、あるいは感染。

○藤川専門委員 「宿主」という言葉に非常に引っかかるのですが、病原体と宿主という関係ではなくて、あくまで「対象者」とか、リスク評価の場合は「宿主」という言葉はおかしいと思います。対象者は国内で喫食した人とか、その方がわかりやすいと思います。

○渡邊座長 今、藤川先生から「宿主」とするとちょっとおかしいんじゃないかと。対象者で、日本国内で喫食し感染した人と。

○小原専門委員 国内で喫食した人としみますと、海外に戻られた場合に、どこまで追跡が

可能かという問題も出てくるんじゃないかと思うんですけれども、それはどういうふうに考えるのでしょうか。

○渡邊座長 日本国内で喫食し発症した人ということは、発症したということは日本国内に届けられたということだと思います。

○小原専門委員 それでいいですね。

○西尾専門委員 先ほどの話ですと、国内で国産の鶏肉を食べて発症した人なんじゃないですか。

○渡邊座長 国産かどうかというのはわかりますか。

○西尾専門委員 それは難しいでしょうけれども、まずわからないと思います。

○渡邊座長 どこの産のものを食べたかどうかというのは今の統計的な取り方だと難しいと思いますので、先ほど言いましたように、ある程度誤差を含むと思うのですけれども、国内のものを食べたか国外産のものを食べたかどうかは、わからないというのが現状ではないかと思います。

○中村専門委員 スタートですから、なるべく定義は細かい方がいいのでしょうかけれども、ここの4番にあるような話で日本で初めてやる話で、今あるデータ全部でできるのかといったらそうでもないわけで、もっと調査もしないとできない話なので、何かあまり堅苦しくしないでフレキシブルにやっていいのではないかと。これのあと鶏卵のサルモネラとかO157とかノロが続く話なので、あまりきつくしない方がという気がするんです。

○渡邊座長 中村専門委員から、確かにこれは最初ですので、食品安全委員会として最初のリスク評価であるということで、考え方によっては最初だからちゃんとすべきだという意見も勿論あると思いますけれども、逆に最初なのである程度は、現在あるデータでしようがない。

もう一つは、ここで決めたリスク評価が必ずしも5年先、10年先に同じ結果になるかというと、海外で行われている例も時代ごとによって変わって、そのときに出たデータでもう一回レビューするということをやっていきますので、ここで出た1回目のデータがそのままずっと生きるということは恐らくないのだと思います。必ず何年かごとにレビューしていかなければいけないということだと思いますので、現在あるデータでまずはやってみるということによろしいのでしょうか。今までそういう流れで来ていますので、この段階になってもう一回データの取り直しというのはカンピロバクターについてはなかなか難しい。一度やってみて、その後どういう問題があるかということがはっきりした段階で何年か後を目指してのデータ取りを開始するということによろしいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

もし、そういうことでよろしければ、宿主は対象者ということに変えさせていただきまして、日本国内で喫食し感染した人を対象とするということで、現在あるデータを用いるという形にこのカンピロバクターについてはさせていただきたいと思います。

○岡部専門委員 1つ確認ですけれども、国内で喫食し感染した人か、若しくは国内で感染ですか、アンド、オアで大分違うと思います。

私の意見としては、国内で喫食し、海外で発症した人がたまたま見つければ、それは対象として入ってくる可能性があるけれども、つまり、国内で喫食してどこかで発症した。先ほどの飛行機とか到着してというのも含めようと思えば含められるということになります。

○渡邊座長 現実にカンピロバクターの例では、そういう患者データで今まで御覧になってそういうケースはありますか。私の知る限りはあまり。

○牧野専門委員 多分カンピロバクターについてもそうだし、すべてそうだと思うんですけども、原因食品がわからない場合がほとんどですので、どこで食べたかというのはなかなかわからない、コレラとかいうのは大体わかるんだと思うんですけども、食中毒に関してはなかなかわからない。データとしてはないんじゃないか。

ですから、この場合は、ちょっと戻ってしまうかもしれませんが、日本でつくられたもの、生産された肉をどうするかという問題ですので、対象としては誤差はあるにしても、日本の食品を食べた人というのは対象として考えていいのかなと。ただ、そこには当然誤差がありますので、外で食べてきた人も含まれますけれども、これに関しては、日本で生産された鶏肉を食べた人が対象だということによろしいのかなという気がするんです。

○春日専門委員 牧野先生のおっしゃる中で、国産の鶏肉というのは、限定し切れないものがあるのではないかと思います。輸入鶏肉の流通量もかなり多くて、それによる患者数の割合がどのくらいなのかわかりませんで、国産と輸入を分けることは今の段階では難しいんじゃないかと思います。

もう一つ岡部先生のおっしゃった中で、感染した人ということですが、リスク評価なので、感染あるいは発症の確率を考えます。その中には発症、感染していない人も含まれるわけです。

要するに、食べた人の中で発症していない人、感染していない人も、私たちは結果の中に含めるわけです。どのくらいの確率で発症するか、どのくらいの確率で感染するかということを結果として出しますので、勿論、発症していない人、感染していない人も中に考えていかなくちゃいけないわけです。

ですから、ここはあくまでも国内で喫食した人とシンプルに限った方がいいのではないかと思います。そのほかにどこで発症しようと、それは誤差範囲に入ってくると思います。

○渡邊座長 ただ、カンピロバクターの場合は、実際に統計にでてくるのは、症状のある患者、いわゆる無症状保菌者はないわけです。そういう意味では、ただ感染して発症していない人のデータは難しいのではないのでしょうか。

○春日専門委員 患者統計は勿論患者のです。でも、リスク評価は患者さんだけを見るものではないんです。ですから、リスク評価はあくまでも食べた人の中でどのくらいの人があるのか、どのくらいの確率で発症するかということを見るわけですから、それは食べた人全体を見ないといけないわけです。その中にも勿論発症していない人、感染していない人も含まれてくるわけです。数を出すというわけではないです。

○渡邊座長 概念はわかるのですけれども、実際のデータとして出るのですか。

○藤川専門委員 同じことなのですから、リスク評価の場合、対象者は健康な日本人全員なのです。カンピロバクターで食中毒になった患者の人を対象としているのではなく、あくまでもデータは、勿論、事件がないと出ないので、これは当たり前のことですが、ここで我々のやることは、健康な日本人が鶏肉を食べたときの評価ですから、対象者はあくまでも一般の喫食者のことです。それを評価しようというのがリスク評価です。

○渡邊座長 ちょっとごっちゃになってしまっていて、確かにこの評価の対象となるのは、日本人という言葉がいいかわからないけれども、日本にいる人ということですね。鶏肉を食べることができる人というのが全対象者ですね。その中で、実際に感染する、発症する人がどのくらいいるかということが、今度は疾患の方になるのですかね。言葉の使い方が、病原体があって、対象者は日本に住んでいる人として、鶏肉を食べることができる日本に住んでいる人。

この定義の立て方がまずいですか。

○岡部専門委員 もし何か食中毒事例が起き、そこで調査をする時にはトレースを行います。その場合の対象者というのは喫食した人が対象であって、居住地は関係なくなってくると思うんです。例えばその人が外国に行った、行かない。あるいは東京都にいた神奈川県にいたというのは関係ない。食べた人が対象になるわけです。

一方では、対象者はあくまで国内で感染した人なんで、私は国内で喫食した人、または国内で感染したということで、包括的に含まれるんじゃないかと思うんです。

○渡邊座長 今のはサーベイの観点からですね。リスクアナリシスの観点からすると、対象者は多分日本全国になって、その後、疾患をとということを考えた場合に、喫食して、そして、感染または発病した人という形になるのですかね。この言葉の書き方ですかね。

○春日専門委員 私ちょっと間違えました。今、工藤専門委員と話していて気がついたんですけれども、リスク評価をするに当たっては、喫食する頻度についても考えます。その中にはゼロという場合も含まれます。食べない人も含まれるんです。それは国内にいる人ということにならざるを得ないんじゃないでしょうか。

○渡邊座長 藤川専門委員の言うのは、対象者はすべての日本人というか、日本に住んでいるという人と、鶏肉を食べる機会がある人ということによろしいのですかね。リスクアナリシスの概念とは調査の概念というのはちょっと違っているのだと思いますが。

○中村専門委員 細かくすればするほど、いや、そうじゃない、ああじゃないという意見が出てくる。例えば鶏肉をやった、成田でサラダを食べて鶏肉を食べていない人。それでもカンピロバクターになるわけでしょう。そういう人を入れないかということ、入れるわけです。だから、これはいいのですけれども、そういうふうにぎりぎりやっていくと、外れるものがいっぱい出てきてしまうのではないか。もう少し大きくとらえて、昔の流れのように、さっき私が申し上げみたいな話でいった方がいいのかなと思うのです。大事なところはちゃんと押さえないといけないと思います。

○渡邊座長 リスク評価をする場合の病原体はカンピロバクターで、その対象者はカンピロバクターに汚染されているかもしれない鶏肉を食べるチャンスのある人という意味では、日本国に住んでいる人と。その人が食べた場合にどのくらいの確率で感染又は発病するかということこれから評価していくということです。それに合うような形に範囲を書かないといけないということで、そういう意味では対象者はすべての日本人、日本人という言葉がさっきから語弊になりますけれども、日本に住んでいて、喫食する可能性のある人。

疾患としては「胃腸炎症状を主とする食中毒疾患を対象とする」。これはカンピロバクターに汚染されたものを食べることによって、そういう症状を起こすという疾患ですね。食品としては養鶏場で生産され、食鳥処理場で処理後、流通販売を通じ、家庭・飲食店で消費される鶏肉を主とする畜産物。

○工藤専門委員 確認したいのですけれども、ここで見ると、国内産ということに限定がかかっているように読めるんですけれども、実際輸入の鶏肉についても、勿論、生産をいかによくするかということもあるんですけれども、国民が鶏肉をどういった取扱いをしたらいいかということを含めるべきだと思いますので、あまり国内産だけに限定しているような文章ではない方がいいと思うんです。

○渡邊座長 具体的にどう書いたらよろしいですか。

○見上委員長 これは別に国内国外と一切触れていない。養鶏場で生産されていない鳥があるんですかね。大きくとらえてやらない限り、中村先生が盛んに心配なさっている、そ

れぞれファクターがどんどん細くなって、細かいことをやるのが悪いという意味ではないけれども、全体をとらえられなくなるんじゃないか、それを心配したんです。

○工藤専門委員 養鶏場というのは、国内、国外問わずということですか。

○見上委員長 そのように、にとらざるを得ないんじゃないかなと私は思います。

○渡邊座長 実際に統計として出てくるのは、それがどこでつくられた鶏肉であるかわからないものが多いということで、そういうミックスした鶏肉を食べた結果、発症した患者数のデータはあるわけです。それを使ってやらざろう得ない。そういう意味では鶏肉の中には国内産、国外産も含み得わけです。リスク評価を行った結果を、先ほどの効果を判定する場合に用いる対象となる生産者は国内にならざるを得ないだろうということの合意はよろしいですね。

そうすると、現状に合わせた形でやらざろう得ないわけで、食肉の中の国内産、国外産は問わないことになるわけです。そういう意味で誤差が生じてしまうのは今のレベルだとしようがないだろうというのが根底にあるわけです。その合意はよろしいですね。そこにもう一回戻ってしまうと、先ほどから言っていますように、今の統計のデータが使えなくなってしまうということなのです。

○中村専門委員 暗黙で了解してしていく話はそれで、いちいち言い出すとああだ、こうだという、ここの議論もちょっと長過ぎるのかなという気がするわけです。

○岡部専門委員 そうすると、目的の一番最初に書いてあるのは、あくまで国内においてこれこれが起きた事例ということで、国内における鶏肉が対象である。宿主は人にしてしまえばいいんじゃないですか。問題は国内においての事例を対象にするんであって、国外で起きたものではない。そうすれば全体的に理解できると思います。

○中村専門委員 あとはあうんの呼吸とか。

○藤川専門委員 正確な数字ではないんですけども、大体日本の鶏肉消費の半分は輸入、半分くらいがブラジルなどからの輸入らしいですね。

○中村専門委員 7割は国産です。

○藤川専門委員 そうすると、ブラジルなどからの輸入、きっと、と体で冷凍か何かで来ると思うのですけれども、それはファーム・ツー・テーブルというストーリーからだ、と、国産、輸入は分けないと。

○渡邊座長 また話が戻ってしまうので、そうすると、実際の患者データがそういうふうに分けられていないわけです。理想的には先生がおっしゃるような形でどこのものを食べて、それによって患者が出たかどうかというのがわかれば一番いいのですけれども、これは実験データではないので、実際のデータはカンピロバクターに感染したということは最

初の患者の便を調べればわかるわけです。ただ、どこの肉を食べたかというのが、さかのぼり調査で、その肉がどこから来ているかというのはわからない例がほとんどだということです。

○藤川専門委員 私はその辺の疫学と全く関係なく、微生物制御で見たときに、ファーム・ツー・テーブルだと、どこでどういう処理をすれば効果的かというのをまず頭に置いているのです。そうすると、外国の養鶏場だとその辺の制御ができないですね。その辺のことをさっき先生がおっしゃったように、一部、リスク評価やって、いい方法が見つかったとしても、国内産のものにしかその方法というのは当てはまらない。輸入物に対して外国まで行ってやれというわけにいかないのではという話なのです。

○渡邊座長 理想的には恐らくそういう形でちゃんと分けた方がよろしいのだと思います。現実的に考えた場合に、データの的にそういうふうに分けられる状況ではないということです。また初めに戻りますけれども、カンピロバクターを評価するに当たっては、現在のあるデータを使ってやらざるを得ないという縛りがありますので、その範囲内でやるということです。

もう一つは、そもそもカンピロバクターの患者のデータが実数を表しているかどうかというのが非常に疑問の点があるわけです。今のものは、あくまで報告された数を基にして見ていますので、それが本当の数かどうかはわからない。それに何掛けかしたものが真実のデータであるわけです。そういうレベルでの評価であるというのがまず基本にありますので、ある程度の誤差は仕方ないわけです。ですから、その範囲内での確率的な値を出していかにざるを得ないというのが基本で、実験室でやるような形での、細かいセオリティカルにきっちりとしたものがそのとおりに行くとはなかなか限らないということが前提なのではないかと思うのです。

○牧野専門委員 最後に、まあ、やらされるかもしれないんですけども、やる側とすると、あまり狭くしないで、ハイリスクのグループなども当然考慮に入れますけれども、なるべく範囲は広い方が最初ですので、やりやすいということを是非お願いします。

○渡邊座長 まず、このリスク評価を日本で始めてこういう形でここでやるということで、まずはやってみるというのが一次的なことかと思います。そのときに、どんな問題が出てくるかということ、是非このカンピロバクターでこれからやられる先生方には留意していただいて、問題点をまたそこで記述していただいて、それを次のリスク評価をやるものに生かしていただくというのがもう一つの大きな点だと思います。その段階において恐らくいろんな問題点が出てくると思います。それを是非次のものに生かしていただけるような道筋をつくっていきたいと思いますので、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

確かにここで時間をかけ過ぎましたので、今のことを踏まえまして、もう一度事務局と私の方で案をつくらせていただいて、それを回覧したいと思いますので、貴重な意見をたくさんありがとうございます。

このページでほかに何か、2 番、3 番、4 番、5 番でありましたどうぞ。

○春日専門委員 5 番の「リスク評価方針」のところですけども、やはりリスクコミュニケーションのことを盛り込むべきではないかと思います。(3)として「評価の進行に従い、適切なリスクコミュニケーションを行うこと」という一文を付け加えてはいかがかと思います。

○渡邊座長 ありがとうございます。これは必要なことだと思いますので、入れさせていただきます。

○関崎専門委員 リスク評価の必要性についてなんですけれども、ここにはカンピロバクターをやる必要性というのに、食中毒統計で最多であるという一点のみが書いてあるんですけども、前の専門調査会ではいろいろな意見をかなり選別するのにもめにもめてというか、それぞれの先生方がそれぞれ御主張なさって、いろんな意見が出て、例えば病気の重篤度を重要視すべきであるとか、実際のリスク評価の実効性が可能なのかも評価すべきだとか、幾つかの案があって、意見が出て、それらを総合してカンピロバクターになったんだと思うんです。

実際アンケート調査で過半数の人がカンピロバクターでもよいと認めたという話ですけども、やっと過半数 55%の方が OK と。逆に 16%の人はわからないという返事をしているということは、まだこれに納得できない人は随分いるんじゃないかと思うんです。これはやはりカンピロバクターを何で選んだのかというのを、たったこの一点だけで主張するのは、まだ理解を得られない可能性もあるなと思うので、今までの議論の経過の中であった他の理由も一緒に書くべきだろうと思います。

○渡邊座長 わかりました。それについてはここに加えたいと思います。よろしいですか。ほかに御意見ありますか。よろしいですか。

今、貴重な意見をいただきましたので、それらをここに入れ込んだ形でもう一度専門委員の先生方に回覧して最終案を提示したいと思います。

今、たたき台の(案)の前段階のものができたという過程で、続きまして、これを評価するに当たりましては、合同専門調査会全体で行うよりは、少人数のワーキンググループを設置して検討を進めていった方が効率的かと考えられます。

そこで次のワーキンググループの設置要項(案)を資料 5 に作成してありますので、資料 5 に基づいて事務局の方から説明をお願いいたします。

○横田課長補佐 それでは、資料 5 の御説明をさせていただきます。タイトルが「微生物専門調査会及びウイルス専門調査会のワーキンググループの設置について（案）」というものをお手元に御用意いただければと思います。

「1 経緯」につきましては、（1）から（4）までは冒頭に御説明したような経緯を記載しておりまして、最後の（5）ですけれども、先ほど座長の方からお話がありましたとおり、今後リスク評価を進めていくに当たりまして、作業を効率的に進めるために、微生物及びウイルス専門合同調査会の下にワーキンググループを設置することにはどうかということを考えております。

「2 運営」というところでございますけれども、まず（1）でワーキンググループの設置といたしまして、微生物専門調査会及びウイルス専門調査会の下にワーキンググループを設置して、カンピロバクターのリスク評価について審議し、評価書（案）をとりまとめるということでございます。

（2）といたしましては、ワーキンググループの構成ですが、ワーキンググループは微生物及びウイルス専門調査会の専門委員で構成するということで、メンバーと責任者につきましては、専門調査会の座長が決定するということでございます。

また、座長が必要と認めた場合には、有識者として参考人を招致することができるという規定を設けております。

「（3）ワーキンググループ会合」でございますが、ワーキンググループの会合につきましては、専門調査会の座長が招集することとして、各責任者を議長として審議を行うということでございます。

また、ワーキンググループの会合につきまして、原則として公開で行うということにしております。

さらに、ワーキンググループに属さない専門調査会の専門委員に関しても、グループ会合には自由に参加することができるという規定を設けてあります。

「（4）検討成果の取り扱い」でございますが、ワーキンググループでまとめた審議成果につきまして、専門調査会の方に報告する。また、審議状況についても、適宜専門調査会の方に報告するという規定にしております。

「3 その他」といたしまして、ここに定めていない事項につきまして、座長の指示に従うものとするという規定にしております。

資料の方の説明は以上でございます。

○渡邊座長 カンピロバクターのこの件を評価するに当たりまして、ワーキンググループを設置した形で、初めある程度の少人数で具体的なことを検討していただくということを

提案したいわけですが、いかがでしょうか。

もし御意見がないようでしたら、この方向に沿って進めさせていただきたいと思います。

ワーキンググループを設置するに当たりまして、前回の検討グループの先生方が、そういう意味では知見等、いろんな資料等をお持ちですので、そのグループの先生方を中心に行っていただきたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

すると、前回の委員の先生方は、名簿はどこですかね。

○横田課長補佐 資料2の5ページ目がカンピロバクターの検討メンバーになっていると思います。

○渡邊座長 牧野先生、春日先生、中村先生、藤井先生、丸山先生が専門調査会からのメンバーであります。この先生方を中心ということによろしいでしょうか。

○牧野専門委員 前も意見交換会のあと少し話したんですけれども、もしもこのワーキンググループ、検討会メンバーでやるとしたら、ちょっと人数が少ないかなと。今までは5人くらいずついろんなのに分けたんですけれども、もうあと数名追加していただければ助かるんです。

○渡邊座長 具体的に名前を挙げていただけますか。

○牧野専門委員 このメンバーを見てみますと、大学と食品衛生関係ということで、畜産衛生の方から是非1人は欲しいと思っていますので、できれば関崎先生にお願いしたい。

それから、微生物だけではなくて、ウイルスも同じようにやっているということもありますので、春日先生両方兼ねておられますけれども、ウイルス専門調査会の方からも1人くらいどなたか、どなたかというのはわかりませんが、参加していただくと全体でやっているというのがわかるかなと。この辺は座長に一任いたします。

○渡邊座長 関崎先生、いかがですか。よろしいですか。

○関崎専門委員 了解します。

○渡邊座長 ウイルス関係の方、今後ノロウイルス等の評価を行うに当たり、カンピロバクターがどういう形で進められているのかということと一緒にやっていただくと、ノロウイルスの評価等におきまして、それが参考になると思うのですが、だれかウイルス関係の先生で参加していただける方いらっしゃいますか。ウイルス関係の責任者で西尾先生いかがですか。

○西尾専門委員 はい。

○渡邊座長 お忙しいところ申し訳ないのですが、よろしくお願いいたします。

ワーキンググループの座長を決めたいと思いますが、前回から状況をよく御存じの牧野先生、よろしいでしょうか。

○牧野専門委員 了解しました。

○渡邊座長 では、牧野先生を座長ということで、春日先生、中村先生、藤井先生、丸山先生、関崎先生、西尾先生という形でこのワーキンググループを設置し、今後検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

先ほど関崎先生の方からカンピロバクターを支持したのが55%くらいである。他のものも重要であるというコメントがあったわけですが、カンピロバクター以外のもので前回意見交換会に出しました他の3案件、これについて今後の進め方はどういたしますでしょうか。御意見がありましたら、お願いいたします。

○中村専門委員 3月か2月頃になるかと思うのですが、カンピロバクターの方は情報の不足している部分が少ないという話でゴーサインが出たと思っているのですが、それ以外のものは情報不足というところがあって、それを調べるという話で、どこを調べたらいいかということで、その情報を渡邊座長のところに集めるとか、私は事務局に出したのです。農水とか厚生労働省に聞くという、その辺がどうなっているのかなという気がします。

○渡邊座長 申し訳ありません。事務局の方、全部から集まりましたか。

○横田課長補佐 中村先生から今おっしゃったような意見をいただいておりますけれども、その他の先生方からは個別の意見をいただいていない状況もございますし、他のものに関しましては、一度検討グループでとりまとめていただいて、報告を上げたという形にはなっておりますが、必要に応じまして、再度引き続き情報収集を行うために形の検討グループを設置して検討していくということも、この場でそういう必要があるということであれば、そういう方向で検討していくことも可能かと考えております。

○渡邊座長 先ほど明石専門委員の方から、不足している情報をもっと集めるべきである。カンピロバクターについてもそういう意見だったわけですが、その中には他のものについてもそういう御意見があるのかなと思うのですが、明石先生、いかがですか。

○明石専門委員 データを取れるかどうかというのは私は全然わからない。ただ、少なくともこの食品安全委員会の微生物・ウイルス合同専門調査会というのは、初めてリスク評価をするのであれば、踏み込んでもいいんじゃないかという気がしたものですから、そのためにどういうデータを取ればいいのかというのは恐らくカンピロバクターの評価で出てくるんだろう。それを基にして、次の評価をすればいい。だから、あまり拙速にみんな並べてやるというよりは、この評価の結果を見て、どういうデータなら取れる。どういうデータは取れそうにない。そういうのがわかった上で次の評価をした方がいいのではないかという気がします。

○渡邊座長 ほかに御意見ありますか。

○中村専門委員 意見交換会でどここのテーマは、こことここが足りないという話はスライドで示しているわけです。そこを埋めるような話はやらないと、ここのアンケートを見たら、カンピロバクター1本だけ走って、カンピロバクターで走る場合、カンピロバクターと関係ない人は走らないのかみたいな意見も出ていたので、調査できるところはそのグループの人は事務局と一緒にいろいろなところに聞きに行くとか、私はある省庁で聞いたら、出す出すと言っていて、まだ食品安全委員会の方から何の話もないとかいう話になっているところがあるので、よろしくお願ひしたいと思います。

○渡邊座長 中村専門委員の方からは、今までいろいろ調査してきた他の検討グループでいろいろ出された疑問点、又は不足するデータ等に対する回答が得られていないのではないかと、そういう意味では前の検討委員会をある程度活かした形でデータ取り等を進めていった方がいいということでしょうか。

確かにカンピロバクターの全体が終わるまでにどのくらいの期間がかかるかというのは、牧野専門委員、どのくらいが想定できますか。

○牧野専門委員 全く予想できません。

○渡邊座長 少なくとも1年とか、そのくらいはかかるのではないかなと思われるわけですが、その間、今までの検討グループが問題点を提起しながら、そのまま何もやらないというか、その問題点に対するデータが集まらないでいるというのももったいない話ではないかと私も思います。そういう意味では今までの検討グループをある程度活かした形で、そこをどういうものが現実にデータの的に不足しているのかということをもう一回洗い直して、かつ、先ほどの農林水産省ですか、そこから出すデータがあると。○中村専門委員 省庁の名前は言っていません。

○渡邊座長 出せるデータがあるというコメントもあるということですので、そういう意味では、そういうデータを集めながら、検討を加えていくというのも一つの在り方かなと思います。カンピロバクター以外のほかの検討グループの先生の御意見はいかがでしょうか。今、中村先生から御意見が出たのですが、工藤先生と西尾先生、御意見いかがでしょうか。

○西尾専門委員 多分私のところが一番難しく、遅れていると思うんですが、データ取りも1年の冬に一度しかできないという状況もありまして、食品健康影響評価技術研究でデータを集めているところですが、できるだけこの不足分を収集していこうと思っております。

○渡邊座長 前回の検討グループの、それはそのまま打ち切ってよろしいですか。それと

も持続的に続けるべきでしょうか。

○西尾専門委員 持続的に、委員の中で検討していただきたいと思います。

○工藤専門委員 私の方は今年度からの食品健康影響評価技術研究方で、人の感受性の問題とか、菌での病原性のこと、あと焼肉等の調理品ということターゲットにした菌の消長については、データ取りを3年間通じて行うことにしていますので、そういった新しい情報を入れつつ、検討グループで随時話し合いをしていくといことは可能かと思います。

あと、内臓肉の流通量とか汚染率とかいったものについては、情報が不足してしまっていて、この研究班でデータを取ることができませんので、厚生労働省なり省庁の協力がないとデータが取れない部分かと思って、そこがない限りはできないかと思っています。

○渡邊座長 そうすると、前の検討グループをもうこれで終わりということではなくて、継続させながら、随時必要なデータを集めていくということですね。

○中村専門委員 西尾先生を目の前にしてあれですけども、前のときに、どうせカキをいっぱい食べるようになれば、食中毒が増えてくる過程があって、そのデータを集めて云々という話もあったと思うのです。そういう話がもしパーになってしまうともったいない話なので、先ほど先生おっしゃったように思います。

○渡邊座長 前回の検討委員会の各責任者の先生方の御意見は、検討委員会を持続させながら、必要なデータを集めていって実際に評価を行うときの準備を進めていくというふうなことで理解してよろしいでしょうか。

○牧野専門委員 以前9つの食品由来の、そちらの方の別な方のもの。これも当然情報収集は続けていくということですね。

○渡邊座長 今回4つなので、そのほかのものも情報収集を続けていくかどうか、これはいかがですか。結構委員がオーバーラップしていますから、負担になるのではないのでしょうか。いかがですか。もし先生方がやると言うのであれば、それは歓迎ですが。あまり広げ過ぎても、ここの委員の先生方は、この委員会だけが専門ではなくて、ほかのこともいろんな職務があると思いますので、あまり負担をかけるのも忍びないので、まずは挙げられている4つに絞っていくということでいかがですか。よろしいですか。

では、カンピロバクターはワーキンググループをこういう形で始める。ほかのものに関しては、前の検討グループを持続させながら、不足するデータとして何があるかということとを再度検討し、又は、厚生労働省、農林水産省等から得られるデータ、また諸外国から得られるデータをもっと詳細に検討する。不足するデータを集めるにはどうしたらいいかということも検討し、それを食品安全委員会のいろんな研究費等を利用するなり、いろんな考えられる手を尽くすということでよろしいでしょうか。

○中村専門委員 エンテリティデイスの鶏卵の話では、参考人で例えば泉谷先生とか、そういう方も活かして、最終的にはお願いすることになると思いますが、よろしくお願いします。

○渡邊座長 それは検討グループの中に、もし検討グループでもいろいろ会合を開くときに、そこに入れていただければと思います。

では、そういうことで進めさせていただきます。

続きまして、次の議題で「食中毒原因微生物のリスク評価指針付属文書について」に移りたいと思います。資料 6、7 の方になりますけれども、これに関しては、概要につきまして、まず春日専門委員の方から説明をお願いいたします。

○春日専門委員 前回 2 月になるかと思いますが、付属文書のところの執筆者にそれぞれここでプレゼンをしていただきまして、内容を御説明していただきました。その後の議論の中で、付属文書の扱いについては、解説書的なものというふうに理解して、あまり大きな変更を入れずに評価指針の本文に付け加えるということで合意が得られたかと思っています。

そうはいたしましても、書体的なところで読みにくさなどがありましたので、事務局の御協力をいただきまして、また、各執筆者との詳細なやり取りをして、資料 6 に付け加えたような形で修正を行いました。

新旧対照表が資料 7 に示されておりますので、これについてかいつまんで御説明いたします。

まず付属 1 ～5 までの共通の変更点としまして、書体を変えたということ。それから見やすく見出しを付けたということがあります。

次に、個々の付属文書について、簡単に御説明いたしますが、まず付属 1 の用語の説明につきましては、もともと説明を本文の中に入っていました英語の定義を＊印のような形で下に外しまして、本文のところは日本語だけで読みやすいように直しました。

3 ページ、下の方にありますように、参考文献を付けました。

付属 2 「予測微生物学」。これにつきまして、もともと図が後の方にありましたけれども、それを個々の対応する箇所に移動してきたものと、それから新たに図を加えた部分があります。それは御覧いただければわかっていただけたと思います。特に 13 ページ、図 7 のところで、リスク評価の基本構成要素を基に、基本要素を図式化した中で予測微生物学のモデルはここに入るということを付け加えました。

17 ページから始まります付属 3 は「用量反応モデル」になります。

ここでは 19 ページに食品媒介性感染症の主な経緯についての図を新しく加えたこと。

それから、20 ページ、21 ページに関係しますけれども、一部文章の項目の順番を変えました。

23 ページに新たな図を加えた点。

25 ページ、ここでも項目としての順番を変えております。

付属 4 「感度分析」については、細かい文言の修正のみでほとんど本文に変更はありませんが、35 ページ最後のところに、新たな表を加えていただきまして、各手法の意義と問題点を一目でわかるようにいたしました。

更に参考文献を付け加えました。

付属 5 の「微生物学的リスク評価事例」については、あまり大きな変更はありません。ただ、45 ページの上から 2 段落目を新たに加えた点。

52 ページ、53 ページのところで、図を追加あるいは既存の図に修正を加えました。

大きな点としまして、もう一点あります。付属文書の最初のところに、検討の経緯や位置づけ、先ほど予測微生物のところでちょっと申し上げましたけれども、リスク評価の各構成要素のどこにこの付属文書の各項目が当てはまるかということを、最初のガイダンスとして図示いたしました。

以上が修正点のおおまかなところですよ。

○渡邊座長 ありがとうございます。事務局の方から加えることありますか。

○横田課長補佐 春日先生の方から詳細に説明いただきましたので、大体以上になりますけれども、1 つだけ付け加えさせていただきますと、各付属文書につきまして、最後に参考文献が、一部なかったものは追加で記載させていただいているということでございます。

○渡邊座長 今、春日専門委員と事務局から説明がありましたけれども、委員の先生方からコメント、意見の方をお願いいたします。

○関崎専門委員 付属文書（案）の最初のところにリスク評価の流れの図がありまして、それぞれの中に予測微生物学とか感度分析はどこに入るかという図があるんですけども、これは先ほども御説明の中でも予測微生物学の中でも同じ図が入っているんですけども、これは両方に置くんではないですか。この図を前にどんと置きますのはすごくわかりやすくていいんですけども、両方に同じのを置くんではないですか。予測微生物学の本文の中にです。

○春日専門委員 この項目を執筆された藤川先生に御説明いただければと思います。

○藤川専門委員 確かに御指摘のように、私のところを除いて、全体的にということで、私としては、省いても構いません。

○関崎専門委員 そうすると、一番最初のところに全体の流れの図を置いてと。

○藤川専門委員 その方がいいと思います。

○関崎専門委員　それで予測微生物学のところの同じものを削るということですね。了解しました。

○渡邊座長　6 ページ目の図 7 を省くということですか。

○藤川専門委員　6 ページの図 7 を取っていただくということです。

○渡邊座長　ほかに何かコメント、御意見ありましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。前もって皆さんの方にこの資料 6、7 は渡っていたと思いますので、恐らく御覧なっていると思いますので、今、この場で全部見ろと言っても、大変なことだと思いますので、御覧になった上で問題ないということで、この場ではまとめさせていただきます。

もし、再度御覧になって、ここがこういう形に直した方がいいというコメントがありましたら、事務局の方に言っていただければと思います。

続きまして、資料 8、平成 18 年度の調査事業についての報告がありますので、これは事務局の方からお願いいたします。

○横田課長補佐　それでは、資料 8 「平成 18 年度内閣府食品安全委員会事務局食品安全確保総合調査の概要」でございます。

平成 18 年度の調査事業といたしまして、「事業名」に書いてありますとおり、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価に係る情報収集調査」というものを実施しておりまして、その結果がとりまとまりましたので、既に各先生方には報告書の方はお送りさせていただいているかと思いますが、概要につきまして、簡単に御紹介させていただきます。

この調査項目は大きく分けると 2 つございまして、4 番目の「調査項目」でございますけれども、1 つが（1）から（3）の部分ですけれども、学術文献でございますとか、海外の規制情報、リスク評価報告書の調査というものが 1 つ目の大きな項目としてございまして、もう一つが、最後の（4）にあります「Web アンケートによる喫食実態調査」というものの、大きく分けて 2 本立てで実施しております。

調査対象の方は下の 5 番目に書いてありますとおり、この合同専門調査会で優先上位案件と選定された 4 つの食品と微生物の組み合わせということで実施させていただいております。

次のページの「6 調査方法・結果」というところでございますけれども、最初の（1）から（3）の学術文献でございますとか、海外規制情報、リスク評価書の報告の調査につきましては、これは各検討グループの先生とも相談させていただいた上で、いろいろなキーワードで必要な文献等情報収集を行いまして、概要を整理しております。実際に収集した文

献につきましては、今日の資料では省略しておりますけれども、既に各検討グループの先生方にフィードバックさせていただいております、実際に検討グループでの検討に当たって既に活用等していただいたところでございます。

2 ページの一番下の「(4) Web アンケートによる喫食実態調査」につきましては、その次のページ以降に概要を添付しております。

3 ページで「調査・編集方法」というところからがアンケートの中身になりますけれども、まず調査対象といたしましては、日本の一般消費者における肉類とか魚介類を中心とした調理や喫食の行動の実態を把握するために、インターネット調査を行いまして、合計で 3000 人を対象に調査を実施したということでございます。

アンケート項目といたしましては、その 3 ページの下の方でございますけれども、(1) から (14) にありますとおり、調理のいろいろなやり方でございますとか、鶏肉とか牛肉、豚肉等を使った料理のそれぞれの摂取頻度でございますとか、摂取量、生食の有無などの詳細を聞いております。

実際このアンケート項目を決める際には、事前に各専門委員の先生方にも御相談させていただいて、細かい質問項目の方は確認した上で実施の方をしております。

「調査結果」というのが 4 ページ以降になるんですけれども、回答者の属性等につきましては、4 ページの図表にあるとおり、地域とか性別、年代をなるべくばらばらになるような形で実施の方をしたということでございます。

5 ページ目以降が実際の調査結果という形で概要をまとめております。時間の関係で細かい説明は省略させていただきますけれども、5 ページ以降にあるような形で、各項目ごとにいろいろ細かい結果が得られております。

カンピロバクターを今後進めていくという形になるかと思っておりますけれども、その他カンピロバクター以外の項目も合わせて、このアンケート結果で得られた情報等も今後リスク評価を進めていくに当たりまして、是非御活用等していただければと思います。

報告の方は簡単でございますけれども、以上になります。

○渡邊座長 今、事務局から説明のありましたこの報告書に関して、御質問等ありましたら、お願いいたします。

○関崎専門委員 せっかくアンケートを行ったので、今、お話があったように、これからの検討に十分活かすというのは当然のことなんですけれども、このアンケートの中に、例えば一般の消費者が食中毒を起こさないようにしてほしいと思うときに、間違った認識をしているような部分が、アンケートの中から出てきた場合、ここの専門調査会でデータとして使うだけではなくて、もうちょっと広く広報するというか、こういうことは知ってお

いてくださいと思いました。具体的に例を挙げるとすれば、カキの生食用についての誤認というのが、生食用は新鮮だと誤った考えを持っている方が59%もいると。こういうもっと広く知らせた方がいいのではないかなと思うんですけれども、すべて広報できればいいんですけれども、幾つか重要な案件について、せっかくのアンケートを行ったんですから、活かしたらどうかと思うんです。

○渡邊座長 貴重な御意見だと思います。今回は調査対象として先ほど挙がっていた鶏肉とカンピロバクター、牛肉と腸管出血性大腸菌、鶏卵とサルモネラ・エンテリティディス、カキとノロウイルスという形での4項目に対してのいろんなアンケートを行ったということです、ここでいろいろ出てきている結果に関して、もし、リスクコミュニケーションに使えるようなものがあれば、利用していただければと思います。

また、ここで使ったアンケートの結果から得られて、もっとほかのことを調べた方がいいというようなことがもし浮かび上がってくるようでしたら、それも先ほど言いました検討グループの中で、また、たたき台として上げていただいて、かつ次のこういう総合調査事業に生かしていただければと思います。

○中村専門委員 お願いというか、これは結構大規模な全国にまたがる調査で、いろいろ講演のときに使ってもいいのでしょうか。勿論、ここの名前を出して、要はこのデータをパソコンで送ってもらえればと思うのですが。

○渡邊座長 これは報告書として、これから出すのですか。

○横田課長補佐 この報告に関しましては、食品安全委員会のホームページ等でも公表させていただく形になりますので、出典として食品安全委員会の名前示した上でいろいろな場面で御活用いただければと思います。

○渡邊座長 セっかく貴重なデータがこういう形で出ていますので、この委員会の先生も含めて利用していただければよろしいんじゃないかと思います。

ほかに何かコメントありますか。よろしいでしょうか。

では、今日の議題はこれで全部終わりました。先ほど相当時間をかけて議論しました確認事項のたたき台、これについては事務局と私の方で再度検討いたしまして、皆さんの意見を入れた形で直しましたものを各専門委員の先生方の方へメール等で回したいと思いますので、また、そのときにコメント等をいただければと思います。よろしく願いいたします。

事務局の方から何かありますか。

○横田課長補佐 今、座長からございましたように、たたき台の方は渡邊座長と相談させていただいたものを、御確認いただければと思います。

それからワーキンググループの設置と、今日の御議論の中で出てきました検討グループの設置に関しましても、設置要綱を御確認いただき、メンバーに関しましても、渡邊座長に一任という形で最終的には決めさせていただいた上で、食品安全委員会の方に報告をさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いします。

そのほかは特にございません。

○渡邊座長 長時間どうもありがとうございました。今日はこれで終わりにいたします。御苦勞様でした。